

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染拡大に伴う施設の使用制限等の緩和について

平素より本県の県政推進につき、格別のご理解、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

各団体・事業者の皆様が新型コロナウイルス感染拡大防止に取り組んでいただいた結果、直近の新規感染者数は確実に減少しつつあります。

このため、感染拡大の防止を基本としつつ社会経済活動にも配慮するため、同一交流圏域である大阪、京都との整合性を図りながら、施設の使用制限等の一部緩和（令和2年5月16日～）を決定しました。

一方で、感染拡大の第2波がないよう気を緩めることなく県民一丸となって取り組むことが重要となります。

感染拡大防止にあたっては、令和2年5月8日付け「新型コロナウイルス感染防止ガイドラインの作成について」で依頼しましたとおり、業種ごとにガイドラインを定めた上で、これに基づく取組の徹底をお願いします。

貴団体におかれては、この趣旨をご理解いただき、貴団体会員をはじめ幅広く周知くださるようお願いいたします。

事業者の皆様におかれても、ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

記

- ・ 対象施設 別添のとおり

※ 一部施設については、引き続き休業へのご協力をお願いしています。

【お問合せ先】

兵庫県産業労働部産業政策課
平野、中澤

電話078-362-3351